

## 第5回 糸魚川市廃棄物減量等推進審議会 会議抄録

- 1 日 時 平成24年3月28日(水) 13時15分開会  
14時45分閉会
- 2 場 所 糸魚川市役所2階 201・202会議室
- 3 出席者 ・委員16名  
池田委員、入沢委員、大月委員、小笠原委員、  
佐藤委員、中山委員、福崎委員、藤野委員、穂苅委員、本庄委員、  
松澤委員、柳委員、山岸(一)委員、山岸(洋)委員、山本委員、渡辺委員  
(欠席) 新井委員、池亀委員、内山委員、北村委員  
・市民部長  
・事務局【環境生活課】 渡辺課長、木下参事、渡辺副参事、高野主査  
(清掃センター) 伊藤センター長、野本係長、中村主査  
【青海事務所】 柵主任主査  
【能生事務所】 古川主任主事  
・傍聴者 2名
- 4 次 第  
(1) 開 会 渡辺課長  
(2) 議 事 進行 山岸会長

### <主な質疑・意見>

各項目について資料に基づき説明し、その後委員から質疑・意見をいただいた。

- ①「糸魚川市ごみ有料化制度とそのあり方について」答申(案)の最終調整  
(市民厚生常任委員会での計画に関する主な意見及び対応(案)を説明)  
(自治会役員等への説明会での計画に関する主な意見及び対応(案)を説明)

### 質疑応答

委員) 住民説明会での理解度や反応はどうだったか。

事務局) 有料化反対の意見はなかった。具体的に有料化したら袋はどうなるのかなどのご意見をいただいた。費用負担が発生する考え方はどうなのかとか、全国と比べて糸魚川市の処理料は高いのか安いのかという意見もあった。

委員) 各地区での説明会の時間はどれくらいだったか。

事務局) 説明は10分。質疑は最長45分ぐらい。最短でも20分はかかる。総会等で時間の制約がある場合が多く、そういう時間配分になっており、普通に説明

すれば質疑は 45 分程度必要と思われる。

委員) 19 か所で 450 名ということだが、区民全員に対する説明をしたということか。

事務局) 自治会役員への説明を基本に考えているが、たまたま区の総会などに呼ばれ、住民全員に対する説明となる場合もあった。

委員) 役員から要望があれば、再度、住民全員に説明するのか。

事務局) 今井地区では役員に説明したが、この話を区長が伝えるより直接市が説明してもらえないかと話があり、要望あれば説明会に行くとは回答している。有料化が決まったという話でないことを前提に説明している。

委員) 住民配布した、基本計画概要版に基づいて有料化の話をしているか。

事務局) 今回の概要版は全戸に配っているのですが、説明会で配って説明しているわけではないが、その基本計画の中に有料化があるという説明している。説明会会場では、有料化の案を分かりやすく編集した資料を配付している。

委員) 「有料化の前にやることがある」とか、「もっと減量するべき」とか意見があったということだが、27 年度の計画との整合性を考えると、もっと減量していく必要があり、その手段として有料化すると書いてある。ダイジェスト版を読んでももらえていない。グラフで多少下がっても、目標からは多少高いということをおわかってもらえていない。丁寧に説明してほしい。

事務局) ごみ量等は配付資料に書かせてもらっている。他市と比較して 100 グラム多いので減量の取り組みをしていると説明している。

委員) 減免措置に生活保護世帯とあるが、減免措置は必要ないと考える。生活保護世帯は贅沢な生活はしておらず、ごみ量は少ない。せめて、ごみ袋ぐらいは買っても生活に支障はきたさない。処理費用は負担すべき。

生活保護世帯は何世帯あるのか。

3 歳未満のおむつに対する減免はどういうものか。子どもへの減免措置は必要ないと考えている。

事務局) 3 歳未満の減免の方法は、上越市では年度当初、必要な袋の交換できるチケ

ットを送っている。3歳になる直前の月までということで、最終年は月割になる。

生活保護世帯数は206世帯。

委員) 生活保護世帯に対する減免措置に対し、必要ないという意見があるということは、かなりいい生活しているのにどうして減免なのかという気持ちもあるのではないか。

委員) 有料化を検討する中で、生活保護世帯の減免について委員は了解した。その中では、高齢者だけでなく、子どもも減免すればどうかという意見が出ている。その時は、担当課と協議して決めたいという答弁があったので、これが妥当という説明すればいい。

生活保護の試算の中にごみ処理費用は入っていないのでという説明は理解できる。子どもを地域で育てるということで担当課と協議したと説明すればわかってもらえる。

委員) 市の政策であり、市の姿勢だと説明すれば納得してもらえる。

事務局) 生活保護世帯に対しては、支給額の算定に入っていないというのが庁内の考え方。

減免に関する部分は、庁内調整をしており、表現としてはこの形で行きたいと考えている。

委員) 自治会の無料袋の配付は、適正でないごみを区の役員が無料袋に入れて出すということか。

事務局) 具体的には今後詰めていくが、制度実施直後はそのようにしたいと考えている。制度を周知していく中で改善していただく。

委員) 指定袋以外も違反ごみとなり、違反の範囲が増えることになる。

委員) 生ごみ処理機器の補助率をもう一度説明して。

事務局) コンポストは購入費用の1/2、上限3,000円。堆肥化促進箱も購入費用の1/2、上限3,000円。市役所ロビーに展示してあるような電動生ごみ処理機は購入費用の1/2、上限20,000円となっている。

委員長) 他にないか。

委員) なし。

## ② 別冊資料の内容検討

### 質疑応答

委員) 高齢者の意見で、分別区分を見直しという意見があったが、どのように配慮することを考えているか。

委員長) 具体的にはビンの分け方が難しいという話があった。当市は県内最高の 18 分別になっており、これを減らしてもらえないかという話がある。それについては有料化に合わせて検討したい。

委員) 分別の変更は、資源の回収が落ちるかもしれないという考え方もあるが。

委員長) 行政が若干お金を出してやって行く方法もある。資源になるような方向で協議しながら、高齢者に優しくかつ資源化できる方向性を考えていく。

委員) 指定袋は税抜表示だが、購入時には税込みになる。スーパーでの販売時では税込みの価格で表示されるので、混乱が生じないように。

委員長) 周知する中で混乱が生じないようにしたい。

委員) 減免措置の中で、ごみ袋を一定枚数配付ということだが、その数を使いきればそれ以上は配付しないということか。

委員長) 紙おむつなどだけを入れるわけでないので、使いきったという判断はできないが、規定の枚数以上の配付はしない。

委員) 指定袋の販売店は決まっているか。

委員長) 有料化が決まれば、販売店を募集し、販売手数料を上乗せして販売していたく方法を考えている。

## ③ 答申書の内容検討

### 質疑応答

特になし

(3) 答 申 山岸会長

(4) 閉 会 小笠原副会長あいさつ